

規制シートの提出状況について

規制シートの当面の作成対象については、「規制レビューの実施について（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）」において、当面、①見直し時期が到来する規制（通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっているものに限る）、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制（①及び②の作成状況等を踏まえ、作成対象等について別途検討）について、優先的に作成することとされている。

現時点における①～③の区分ごとの規制シートの提出状況については、以下のとおりである。

規制の分類	規制改革会議(平成 27 年 1 月 28 日)報告分 (平成 27 年 1 月 27 日までに提出された 規制シートの数)	規制改革会議(平成 27 年 3 月 25 日)報告分 (平成 27 年 1 月 28 日から同年 3 月 24 日 までに提出された規制シートの数)	合計
①見直し時期が到来する規制	—	4	4
②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制	13	18	31
③規制改革会議における審議事項に関連する規制	—	—	—
合計	13	22	35

<参考>「規制レビューの実施について」（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）（抄）

規制レビューの実施については、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（以下「実施計画」という。）に掲げられた「Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等」を着実に実施するため、当面、以下のとおりとする。

1 規制シートの作成

規制所管府省が作成する規制シートの様式については、実施計画Ⅲ 1（3）①を踏まえ、別紙 1 のとおりとする。

その際、規制シートの ID については、規制所管府省コード（別紙コード表参照）、規制の根拠となる法律の制定年（西暦）及び法律番号（4 桁表示）、当該法律を根拠とする規制に係る規制シートの整理番号（4 桁表示）とし、通知・通達等の ID については、通知・通達等の整理番号（4 桁表示）とする。

（中略）

2 規制シートの当面の作成対象等

規制シートについては、実施計画Ⅲ 2（2）において「当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する」こととされているところである。

（中略）

（1）上記①見直し時期が到来する規制

上記①のうち、通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制に係る規制シートについては、平成 27 年 2 月末を目途に、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

（2）上記②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

上記②については、規制改革会議において「再検討事項」とされた時点から遅くとも 1 か月以内に当該事項に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

（3）上記③規制改革会議における審議事項に関連する規制

上記③については、上記（1）及び（2）の作成状況等を踏まえ、作成対象及び作成時期等について別途検討するものとする。

3 （略）

平成 27 年 1 月 28 日から同年 3 月 24 日までに規制所管府省から提出された規制シート一覧

1. 平成 27 年度に見直し時期が到来する規制（通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっているもの）について

番号	項目	府省	ページ
1-1	工業用水道事業法	経済産業省	4
1-2	計量法関係法令の解釈運用等について	経済産業省	8
1-3	特定計量証明事業者の認定基準等に係る運用について	経済産業省	10
1-4	認定申請時における「認定区分」の運用について	経済産業省	12

2. 規制改革会議において再検討が必要と判断した規制について（規制改革ホットラインに寄せられた提案事項）

番号	項目	府省	ページ
2-1	W健康・医療 医薬部外品（ビタミン含有保健剤）の役割・範囲・機能拡大について	厚生労働省	14
2-2	ヒト幹細胞を用いる臨床研究及び遺伝子治療臨床研究に係る指針及び当局審査等の共通事項の一本化について	文部科学省 厚生労働省	16
2-3	G-PAP（在宅持続陽圧呼吸器）使用の規制緩和	厚生労働省	19
2-4	電子レセプトのバージョンアップ（「紙レセプト型」を「データ処理指向型」に）	厚生労働省	21

番号	項目	府省	ページ
2-5	W農業 中小企業信用保険制度の農業への適用 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大（中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を追加）	経済産業省	23

番号	項目	府省	ページ
2-6	WG投資促進等 消防法危険物における「ISO タンクコンテナ」に係る制度の独立について	総務省	25
2-7	消防法危険物における「海上コンテナ仮貯蔵所（包括承認）制度」の新設について	総務省	28
2-8	教育環境の IT 化を阻む著作権規定の見直し	文部科学省	31
2-9	私的録音録画補償金制度の廃止	文部科学省	33
2-10	デジタル教科書の解禁	文部科学省	35

番号	項目	府省	ページ
2-11	WG地域活性化 通訳案内士試験の改善	国土交通省	43
2-12	商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し	国土交通省	45
2-13	建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化	国土交通省	47
2-14	通訳案内士法の緩和	国土交通省	50
2-15	都市再生特別地区における容積配分の自由度の向上	国土交通省	52